6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ENDO Kimihiko, Vice Director-General Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction works of the quay wall at Shinkoh area in Shimonoseki Port

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 10 July 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 11 : 00　28 August 2020 (tenders brought with 11 : 00 28 August 2020 or submitted by mail : 11 : 00　28 August 2020)

⑹　Contact point for tender documentation : KIYOYAMA Nami, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan. TEL 092―418―3345

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和２年６月10日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　遠藤　仁彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第11号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　令和２年度下関港海岸(山陽地区)水門築造工事(新川水門)(電子契約対象案件)

⑶　工事場所　山口県下関市長府扇町４―70地先

⑷　工事内容　本工事は、下関港海岸（山陽地区）護岸（改良）における、水門躯体、水門設備、22工区（護岸)を施工するものである。

⑸　工期　契約締結日から令和４年３月25日まで

⑹　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型))の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者(技術指導者)を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和55年４月２日以降に生まれた者とする。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。(総合評価に係る技術提案の範囲を除く。)

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。(入札説明書参照)

⒀　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒁　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒂　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

⒃　本工事は、中間前金払いに代わり、出来高に応じた部分払を落札者が選択することができる「出来高部分払方式」の対象工事である。ただし、工期が180日以上の場合に限る。なお、本工事で「出来高部分払方式」を行うことを選択した場合は、上記「総価契約単価合意方式」を実施するものとする。

⒄　本工事は、休日の確保を評価する「休日確保評価型」の試行工事である。

⒅　本工事は、工事期間中の真夏日の日数に応じて熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である。

⒆　本工事は、港湾建設業等における労働賃金改善に関する取組みを促進するための「労務費見積り尊重宣言」促進モデルの試行工事である。

⒇　本工事は、詳細設計付工事発注方式の試行工事である。

(21)　本工事は、落札決定後に「予定価格（税抜き)、予定価格（税抜き）の積算内訳、調査基準価格、落札理由（総合評価方式)」、契約締結後に「積算の内訳」を示す資料を公表する工事である。「積算の内訳」については、契約後に適宜、ＨＰにより公表する。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における港湾土木工事及び港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、異工種建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する異工種建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

⑶①　単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）は、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上かつ港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,100点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者、当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上の者であること。)

②　異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、【水門躯体】【22工区（護岸)】を担当する者は、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。また、異工種建設工事共同企業体の構成員のうち、【水門設備】及び詳細設計を担当する者は、九州地方整備局における港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,100点以上の者であること。(会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者、当該港湾等鋼構造物工事における客観点数が1,100点以上の者であること。)

⑷①　単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成17年度以降に元請けとして、次のア）及びイ）の両方の施工実績を有する者であること。なお、ア）及びイ）の施工実績については別件工事でも構わない。

ア）防波堤、岸壁（物揚場を含む)、護岸、離岸堤又は突堤における長さ10m／本以上の鋼杭又は鋼矢板打設工事。